

令和7年3月12日

関係者各位

一般社団法人 日本爬虫類両生類協会
代表理事 白輪 剛史

野生個体の取り扱い自粛要望書

令和7年に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、法という。）の改正が予定されています。今般の改正では新たに両生類が追加される検討がなされております。

昨今、インターネットオークション及び全国各地で開催されている即売イベントに於ける両生類の取り扱い種や数などは保護団体の報告を参照、行政と共に実態視察調査したところ、日本原産のミヤコヒキガエル及びシリケンイモリが最も多く販売されていることが判明しました。

一般社団法人 日本爬虫類両生類協会としましては、イベント主催者、取扱業者に対し、インターネットオークション及び即売イベント等での当該種の野生個体についての販売・取り扱いの自粛を求めます。

記

野生個体のミヤコヒキガエル及びシリケンイモリの取り扱い自粛

ミヤコヒキガエルは宮古島市条例で捕獲が規制されていること、シリケンイモリは生息地域により保護条例に抵触するほか、動物愛護法に追加されることを鑑みた場合、必ずしも適切な販売方法でないものが散見される事から販売・取り扱いの自粛を求めるものです。

当該自粛は野生由来のものを指し、CB 個体は対象としておりません。

野生個体のニホンイシガメ及びヤエヤマイシガメの取り扱い自粛

ニホンイシガメは生息地に於いて急激に個体数が激減している報告がされていること、ヤエヤマイシガメはほとんどの生息地が保護条例に抵触することから、イベントでの販売・取り扱いの自粛を要望します。

当該自粛は野生由来のものを指し、CB 個体は対象としておりません。